

2012年（平成24年）3月16日

社団法人 全国警備業協会
会長 木村 昌平 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖



〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL : 078 - 361 - 7201

FAX : 078 - 361 - 7228

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 萩原司法書士事務所

司法書士 萩原 忠利

TEL : 078 - 858 - 8182

FAX : 078 - 858 - 8183

申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴協会に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申し入れいたします。

つきましては、本申し入れに対する貴協会のご対応について、本書面到達後1ヶ月以内に文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申し入れに対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本申し入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴協会は、平成20年9月30日改訂版の消費者契約に関するガイドラインを制定しておりますが、平成21年12月1日施行の改正特定商取引法の法規制は、警備業をもその対象にしていることから、同ガイドライン第8条⑥・⑦・⑧を、特定商取引法10条及び25条に適合するよう改定を申し入れます。ま

た、その他の同ガイドライン条項につきましても改正特定商取引法の法規制に沿った条項にされますよう改定を申し入れますとともに、貴協会傘下の警備会社にも改正特定商取引法の法規制を周知・徹底くださるよう申し入れます。

第2 申入れの理由

(1) 中途解約に関する貴協会の消費者契約に関するガイドライン第8条⑥では

⑥ 顧客の都合による中途解約

顧客による中途解約を禁止していないこと。

解約金の支払いを求める場合は、解約金の上限（保証金を収納する場合は当該保証金の金額を含む。）は概ね解約による契約終了日から契約有効期間満了日までの得べかりし契約料金の3分の2相当額とすること。

ただし、この場合、契約終了の時期等の区分に応じ、同種セキュリティサービス契約の終了に伴い警備業者に生ずべき平均的な損害額を超えてはならない。

と規定しております。

(2) しかしながら、平成21年12月1日施行の改正特定商取引法の法規制は、警備業をもその対象としており、訪問販売及び電話勧誘販売につき、それぞれ、特定商取引法10条及び25条において「契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限」規定があり、10条1項3号、25条1項3号において、当該役務提供契約の解除が、当該役務の提供開始後である場合、「提供された当該役務の対価に相当する額に法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額」の金銭の支払いを役務の提供を受ける者に対して請求することができない旨定めており、訪問販売及び電話勧誘販売の場合は、中途解約につき中途解約料、違約金・損害賠償の定め等、名称の如何を問わず、損害賠償等の額を制限しております。

(3) 一般に、警備契約を締結する消費者は、警備業者の訪問販売や電話勧誘販売を契機として警備契約の締結に至る場合が多いのが実情です。なぜならば、警備契約の内容を決定するためには、警備の対象となる物件を現地で確認した上で提供サービスの説明をすることが不可欠となるからです。そうすると、消費者が電話やインターネットで資料請求し、消費者の自宅で契約する場合は訪問販売に該当しますし、警備業者が勧誘の電話をかけ、それに

よって消費者が、契約の申し込みをする場合は、電話勧誘販売に該当します。

(4) そうすると、同ガイドライン第8条⑥は、「解約金の支払いを求める場合は、解約金の上限（保証金を収納する場合は等が保証金の金額を含む。）は概ね解約による契約終了日から契約有効期間満了日までの得べかりし契約料金の3分の2相当額とすること。」としており、訪問販売及び電話勧誘販売の場合を除外しておらず、特定商取引法10条1項3号及び25条1項3号の規定に反する解約金の請求を許容しうる規定となっています。

また、同ガイドライン第8条⑦・⑧につきましても、同様に訪問販売及び電話勧誘販売の場合を除外しておらず、特定商取引法10条及び25条の「契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限」に反する解約金の請求を許容しうる規定となっています。

その他、同ガイドラインにはクーリング・オフに関する規定もなく、改正特定商取引法の法規制に沿った規定とはなっておりません。

(5) 貴協会に傘下のセコム株式会社は、契約に際し、契約相手方に、「セコム・ホームセキュリティご利用規定」（資料1）を交付し、同じく貴協会に傘下の大阪ガスセキュリティサービス株式会社も、契約に際し、契約相手方に、「ご契約内容のあらましご利用規程」（資料2）を交付しております。この各社の規定・規程の条項には、中途解約につき解約金の定めが存在しております（資料を参照ください）が、上記各社の条項は、特定商取引法10条1項3号及び25条1項3号の当該役務提供契約の解除が、当該役務の提供開始後である場合の契約の解除等に伴う損害賠償等の額に制限に比し、高額の中途解約金を請求する条項になっております。そこで、今般当法人は、両社に対し、問題となっている条項を改定するよう申入れを行いました。

(6) 他方、貴協会傘下の警備会社の中には、その契約約款において、特定商取引法10条1項3号及び25条1項3号を遵守し、訪問販売及び電話勧誘販売における中途解約金の制限を理解し、改正特定商取引法の法規制に沿った条項にしている例も見受けられます。

(7) 特定商取引法は、消費者契約法とともに消費者契約を規律する法律であり、消費者の利益とともに貴協会の「消費者契約に関するガイドライン」第1条1項の目的に資する法律であります。

企業の遵法精神は、会社存立・存続の基本・重要な要素です。昨今、企業の遵法精神の欠落のゆえに法的制裁ないし事実上社会から撤退を余儀なくされ

ている企業も少なからず散見されております。

一方、現代社会において、危機管理は非常に重要な課題であり、そのために、警備業は、欠かせない存在になっており、より一層の成長・発展が期待されている業種分野であります。今後の警備業の成長・発展のためには、法律を遵守し、消費者からの要望を傾聴する姿勢は非常に重要なものであり、真摯な対応が求められると考えます。

(8) そこで、同ガイドライン第8条⑥・⑦・⑧を、特定商取引法10条及び25条に適合するよう改定を申し入れます。また、その他の同ガイドライン条項につきましても改正特定商取引法の法規制に沿った条項に改定するよう申し入れますとともに、貴協会傘下の警備会社にも改正特定商取引法の趣旨及び規制の内容を周知・徹底くださるよう申し入れます。